

福島第一原子力発電所 1号機について

平成 17 年 6 月 29 日

福 島 県

< 経過 >

福島第一原子力発電所1号機（以下、「当該機」という。）は、平成14年10月25日、第15回定期検査（平成3年）及び第16回定期検査（平成4年）に行われた原子炉格納容器漏えい率検査において、圧縮空気を原子炉格納容器内へ注入し漏えい率を低下させる偽装が行われていたことが明らかになった。

当該機においては、原子炉格納容器の健全性を確認するため、平成14年10月26日に原子炉を停止し、原子炉格納容器漏えい率検査を実施するとともに、平成14年11月20日より第23回定期検査に入り、現在に至っている。

原子力安全・保安院は、原子炉等規制法に基づき、平成14年11月29日に、当該機を1年間運転停止処分をしている。

当該機は、平成12年から平成13年にかけて炉心シュラウドの交換を行っている。しかしながら、平成14年8月29日に明らかにされた自主点検作業記録不正問題において、第17回定期検査（平成5年～平成6年）から第19回定期検査（平成8年～平成9年）中に実施した自主点検において、ひび割れの兆候が認められていたにも関わらず、公表せず、適切に対応していなかったこと等が指摘されている。

また、当該機の原子炉再循環系配管についても、第18回定期検査（平成7年）から第20回定期検査（平成9年）中に実施した自主点検において、12継手にひび割れの兆候を確認していたが、公表せず、その後、配管の取替えを行っていたことが明らかにされている。

なお、原子力安全・保安院は、平成6年8月31日付けで妥当とした当該機の定期安全レビューの評価を、平成14年9月13日に保守管理等に関して事実と照らし適切とは認められないとして撤回している。

その後、当該機については、厳格な原子炉格納容器漏えい率検査を実施し、設備の健全性を確認するとともに、所定の定期検査や改良工事及び他号機のトラブル再発防止の水平展開を実施している。

これらを受けて、原子力安全・保安院は、当該機の安全確認の現状について、地元町に対しては平成16年8月10日に、県に対しては11月25日に、それぞれ説明を行った。

県としては、一連の不正問題は、原子力発電所の安全性に対する信頼を根本から揺るがす基本的な問題であり、事業者の責任は当然のごとく厳しく問われるべきであるが、国の責任も極めて重大であるとの認識の下、事業者はもとより国に対して厳正に対応し、事あるごとに問題点を指摘するとともに、事業者との安全確保協定に基づき、原子力発電所の立入調査、状況確認等を適宜実施してきたところである。

今回、国の安全確認のあった当該機については、安全・安心の一体的な確保を基本に確認作業を行うとともに、これまでの各プラントの確認結果等を踏まえ、高経年化対策、情報公開、協力企業を含む企業システム全体の改善の取組状況等、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に係る共通的な課題についても整理・検討し、総括的に確認を行ったところであり、その結果の概要は次のとおりである。

< 県の確認結果の概要 >

原子力安全・保安院は、事業者が第22回定期検査時（平成12年～13年）に行った当該機の長期保全計画に基づく点検の実施状況について、現在の第23回定期検査終了後に報告するよう求めている。現在、国においては、「高経年化対策検討委員会」を設置し、検討を進めていることを踏まえれば、原子力安全・保安院は、事業者に対して速やかに報告を求め、同委員会で検証し、今後の高経年化対策の実効性確保に活かしていくべきではないのか。

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所における平成16年9月の保安検査において、当該機及び5号機の配管減肉状況を調査し、5号機の前回の定期検査時に0.8年と余寿命評価した部位について、事業者から報告を受けたにも関わらず、自ら法令で定める技術基準に基づく配管の必要肉厚を確保させようとするのではなく、安全上の問題は生じないと判断して運転継続を了承する等、立地地域の安全・安心の確保より運転を優先する姿勢には疑問を抱かざるを得ない。

また、非常用炉心冷却システムストレーナ閉塞問題での対応の遅れは、これまでの国の安全規制が事業者任せになっていたことを如実に示している。

一連の不正問題や美浜発電所事故の発生等により、国が原子力発電の安全確保に真に責任を持って対応してきたのかが厳しく問われており、原子力安全・保安院には、安全規制機関として、高経年化が進む中での発電所の安全管理、品質保証の向上に資する取組みを更に強化していくことが求められるのではないのか。

原子力安全・保安院には、立地地域の安全・安心の一体的な確保を図る観点から、安全規制機関として安全確保に真に責任を持ってその権限を行使し、的確に説明責任を果たしていくことが求められており、県としては、今後ともその取組みを厳しい目線で見えていく。

県は、これまで国に対して一貫して、安全規制機関として、真に国民及び立地地域の信頼が得られ、より客観性を高めた体制を確立することを求めてきており、このためには、原子力安全・保安院を原子力発電を推進する経済産業省から分離すべきであることをここに改めて指摘しておく。

一方、事業者については、2回の原子炉格納容器漏えい率検査の実施、他号機でのトラブルの水平展開としての補修工事の実施、再発防止対策等慎重かつ真剣な取組みが進められている。

当該機については、福島第一原子力発電所の中で最も運転時間が長いプラントであることから、配管管理や応力腐食割れ対策、被ばく低減化対策等、現状の保守内容を不断に見直し、経年劣化対策や信頼性向上に万全を期すとともに、人材、組織の技術レベルの維持・向上、不適合管理など、ソフト面を含めた高経年化対策の充実強化に一層の努力が求められる。

さらに、多重防護の観点からの維持管理などについての組織全体としての情報共有化、想定外の事象が発生した際に迅速かつ的確に対処できるシステムの構築、品質保証活動の徹底などは、緒についたばかりであることから、今後、事業者においては、品質保証を明確にした保安規定の下で、危機管理、安全管理及び品質保証活動の更なる向上を図っていくことが必要である。

その上で、福島第一原子力発電所においては、原子力発電所の信頼性確保の取組みを運営管理全体に浸透し、定着させていくために、経営層の明確な意思の下、現場を重視した取組みを進め、情報公開の徹底や協力企業を含めた企業システム全体の改善など、風通しが良く透明性の高い発電所運営が行われることが必要である。

不正問題以降3年近くが経過しようとする今、「今後の原子力発電所の安全確保にかかる取組みについて」において明らかにしているように、国、事業者においては、改めて、不正問題の反省に立ち、地域との揺るぎない信頼関係の下に、安全規制、安全確保の責任を果たしていくことの重要性を再認識し、再発防止の取組みの更なる充実強化を図り、今後とも、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、地元町と連携し、立地自治体としての立場から、一つひとつの事象に即して、トラブルの原因究明や再発防止等の取組みを独自に確認するなど、県民の安全・安心の一体的な確保を基本に、今後とも国及び事業者の取組みを、緊張関係の下、厳しい目線で見えていく。